

令和8年度桑名市職員 採用案内

【採用予定職種及び人数】

職種		採用予定人数
事務職	大卒以上	14名
	障がい者 (大卒以上)	2名
社会福祉士		2名
保健師		3名
看護師		1名
技術職	土木	5名
	建築	3名
	電気	1名
保育教育職	大学・短大卒	5名
	職務経験者	5名

- * 採用予定人数は前後する可能性があります。
- * 事務職以外の専門職種で採用された場合でも、
在職中に一般行政事務職として配属されることがあります。
- * 事務職及び技術職については、民間企業等職務経験者を対象に、
令和7年度中に[通年採用]を実施予定です。
その他、[B日程(高卒以上の方向け)]、[消防職]の試験案内については、
市ホームページ等で追ってお知らせします。

【申し込み方法】

桑名市ホームページ(専用の試験申込フォームにより申込)

申込後、エントリー完了メールの受信をもって申込の完了となります。
受験案内が届くまではエントリー完了メールは削除しないで下さい。

【申し込み受付期間】

令和7年4月14日(月)9時～ 5月23日(金)23時59分

上記期間中は24時間受付が可能です。
入力内容に不備等があった場合はお電話又はメールにて確認を
させていただく場合がございます。

【問い合わせ先】

桑名市役所 人事課(市役所3階)

〒511-8601

桑名市中央町二丁目37番地

TEL: 0594-24-1126

Mail: jinjim@city.kuwana.lg.jp

【試験内容及びスケジュール】※保育教育職を除く

	試験内容	日時	予定会場	合否通知
1次選考	書類選考	4月14日(月) から 5月23日(金)	メールにて 通知	6月初旬
2次選考	SPI3	6月5日(木) から 14日(土)	オンライン	6月下旬
	集団討論	6月下旬	桑名市役所 本庁舎	
最終選考	個別面接	7月初旬	桑名市役所 本庁舎	7月中旬

- * 各試験の合否については市HPへの合格発表の掲載とメールでの通知をいたします。
- * 2次試験の合否判定はSPI3と集団討論の結果を基に合否判定を致します。SPI3未受験者は集団討論へ参加できません。
- * SPI3の受験時は受験票(1次試験合格者が事前エントリーし取得)と顔写真付きの本人確認書類(運転免許証、パスポート)が必要となります。
- * SPI3の受験日時は6月5日(木)から14日(土)の間の日程でご自身が希望する日に受験いただきます。
- * 希望する2次選考通過者へは最終選考前にオンラインにてカジュアル面接を実施予定です。

＜カジュアル面談とは＞

試験の選考には影響せず、入庁前に業務内容や職場環境について理解を深めていただいたり、最終選考前に相互理解を目的とした機会です。

【募集職種詳細】

①事務職

市長部局、上下水道部、教育委員会事務局、議会事務局等において、行政事務全般への従事を想定。

受験資格※記載のすべての資格要件を満たす方が対象となります

＜「大卒以上」「障がい者対象・大卒以上」共通＞

①平成3年4月2日以降に生まれた方で、次に掲げる方

(ア)学校教育法による大学以上(短期大学を除く)を卒業又は令和8年3月卒業見込みの方

(イ)(ア)と同等と認める方

②地方公務員法第16条に定める欠格条項に該当しない方(末尾「参考1」)を参照

③国籍は問わないが、外国籍の場合、永住者又は特別永住者の在留資格を有する方
(採用後の規制については末尾「参考2」に記載)

＜「障がい者対象・大卒以上」を受験する方＞

上記に付帯して身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方

②社会福祉士

市長部局等の児童福祉、介護・高齢者福祉、障害福祉、生活保護関連分野等において、生活支援や自立支援、相談援助等に関する専門業務への従事を想定。

受験資格※記載のすべての資格要件を満たす方が対象となります

①平成3年4月2日以降に生まれた方

②社会福祉士資格を有する方又は令和8年3月までに取得見込みの方

③地方公務員法第16条に定める欠格条項に該当しない方(末尾「参考1」)を参照

④日本国籍を有する方

③保健師

市長部局等において、市民の健康相談、健康管理、保健衛生指導等に関する専門業務への従事を想定。

受験資格※記載のすべての資格要件を満たす方が対象となります

①平成3年4月2日以降に生まれた方

②保健師資格を有する方又は令和8年3月までに取得見込みの方

③地方公務員法第16条に定める欠格条項に該当しない方(末尾「参考1」)を参照

④国籍は問わないが、外国籍の場合、永住者又は特別永住者の在留資格を有する方
(採用後の規制については末尾「参考2」に記載)

④看護師

市立保育所、市立幼稚園等において、子どもの保健(応急処置、感染症への対応、保護者・保育士への指導・助言など)に関する専門業務への従事を想定。

受験資格※記載のすべての資格要件を満たす方が対象となります

- ①平成3年4月2日以降に生まれた方
- ②看護師資格を有する方又は令和8年3月までに取得見込みの方
- ③地方公務員法第16条に定める欠格条項に該当しない方(末尾「参考1」)を参照
- ④国籍は問わないが、外国籍の場合、永住者又は特別永住者の在留資格を有する方
(採用後の規制については末尾「参考2」に記載)

⑤技術職

市長部局、上下水道部等において、土木・建築・電気の各分野に関する専門業務への従事を想定。

想定業務例

- ・公共施設や上下水道等の維持管理・修繕
- ・公共施設の設備に関する設計及び監督
- ・所管行政庁、施設管理者としての許認可、指導業務
- ・空き家対策、耐震対策
- ・都市基盤施設や農業基盤施設の整備、維持管理
- ・資産活用等のマネジメント 等

受験資格※記載のすべての資格要件を満たす方が対象となります

- ①平成3年4月2日以降に生まれた方で、次に掲げる方
 - (ア)学校教育法による大学以上(短期大学を除く)を卒業又は令和8年3月卒業見込みの方
 - (イ)(ア)と同等と認める方
- ②地方公務員法第16条に定める欠格条項に該当しない方(末尾「参考1」)を参照
- ③日本国籍を有する方

⑥保育教育職

市立保育所、市立幼稚園等において、保育や教育等の専門業務への従事を想定。

受験資格※記載のすべての資格要件を満たす方が対象となります

＜「大卒・短大卒」を受験する方＞

- ①平成3年4月2日以降に生まれた方
- ②保育士資格及び幼稚園教諭免許の両方を取得又は令和8年3月までに取得見込みの方

＜「職務経験者対象」を受験する方＞

- ①昭和50年4月2日以降に生まれた方
 - ②保育士資格及び幼稚園教諭免許の両方を取得している方
 - ③平成28年4月1日から令和8年3月31日の期間中に保育/教育施設等で保育士/幼稚園教諭として、保育/教育業務に従事する職務経験(※)を通算4年以上有している方
- (※)職務経験とは、会社員や公務員として、同一の事業所に週30時間以上の勤務を12ヶ月以上継続して就業していた期間のことを指します。職務経験が複数ある場合は、その期間を通算することができます。
- 受験区分「保育教育職(職務経験対象者)」に限り、令和8年4月1日採用のほか、年度途中採用(令和7年10月1日採用)の枠を設けます。なお、令和7年4月1日現在で市内の保育/教育施設等において保育/教育業務に従事している方は、年度途中採用枠を受験することができません。

＜「大卒・短大卒」「職務経験者対象」共通＞

- ①地方公務員法第16条に定める欠格条項に該当しない方(末尾「参考1」)を参照
- ②国籍は問わないが、外国籍の場合、永住者又は特別永住者の在留資格を有する方(採用後の規制については末尾「参考2」に記載)

試験内容及び日程※保育教育職

	試験内容	日時	予定会場	合否通知
1次選考	SPI3	6月5日(木) から 14日(土)	オンライン	6月下旬
最終選考	実技試験 個別試験	6月下旬	くわな メディアライヴ (予定)	7月上旬

- * 各試験の合否については市HPへの合格発表の掲載とメールでの通知をいたします。
- * SPI3の受験時は受験票(1次試験合格者が事前エントリーし取得)と顔写真付きの本人確認書類(運転免許証、パスポート)が必要となります。
- * SPI3の受験日時は6月5日(木)から14日(土)の間の日程でご自身が希望する日に受験いただきます。
- * 「職務経験者採用」を受験する方の2次試験は実技試験が免除となり、個別面接のみとなります。
- * 受験者へは、令和7年度募集予定の任期付職員試験案内や、桑名市教育委員会より講師登録(幼稚園講師)のご案内を差し上げる場合があります。

【補足及び注意事項】

- * 最終合格者は、原則として令和8年4月1日に採用の予定です。
- * 上記最終合格者のほか、必要に応じて追加候補者を決定し、合格者の辞退がある場合等に合格者として繰り上げることがあります。なお、当該繰上げを行う期間は令和8年3月31日までとします。
- * 最終合格者のうち、既卒者の方には協議並びに双方同意の場合の上で令和7年度中に採用する場合があります。
- * 入庁までに公務員としてふさわしくない行為、行動があった場合や、社会福祉士、保健師、看護師、保育教育職の方で、令和8年3月までに該当の資格又は免許を取得できなかった場合は、採用資格を失います。
- * 令和8年度桑名市職員採用において、同一の職種について日程が異なる選考を重複して受験することはできません。たとえば、桑名市職員採用試験[A日程]事務職を受験した方が、[B日程]や[通年採用]の事務職を再度受験することはできません。
- * 桑名市職員採用は、市民の皆さんの貴重な税金を使って実施します。申込後の辞退はご遠慮いただきますようご協力をお願いします。

【給与・待遇等について】

種類	内容
給与	桑名市職員給与条例の規定に基づき、給料及び通勤手当、期末・勤勉等の諸手当を支給 (令和7年4月現在、事務職職員の初任給(地域手当7%含む)は、大学卒で235,400円、短大卒で218,708円、高校卒で201,160円です。) 既卒者は、職歴に応じて、初任給が加算されます。 一例として、大学卒業後5年間民間企業で正規職員として勤務(フルタイム勤務)した場合に算出する初任給は、254,874円となります。
昇給	原則として1年に1回(昇給日:1月1日)
勤務時間	午前8時30分から午後5時15分まで、1週間あたり38時間45分 (ただし、勤務箇所によっては異なることがあります。)
休日	土曜日、日曜日、祝日、年末年始 (ただし、勤務箇所によっては変則的な勤務形態となる場合があります。)
有給休暇	年次有給休暇は1年につき20日(採用年は15日)で、このほか特別休暇等があります。

参考1 地方公務員法第16条(欠格条項)

第16条 次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

(1)禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

(2)当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

(3)人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者

(4)日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

参考2 外国籍職員の任用に関する基準について

『公務員に関する基本原則』…「公権力の行使又は公の意思の形成への参画にたずさわる公務員となるためには、日本国籍を必要とする。」

○桑名市においては、上記の基本原則に基づき外国籍の職員は次のような職務につくことはできません。

1. 公権力の行使にあたる職務について

「公権力の行使」にあたる職務とは、次のとおりです。

- (1)市民に対して公益的な必要から市民の権利や自由を制限する内容を含む職務
- (2)市民に対して義務や負担を一方的に課す内容を含む職務
- (3)市民に対して義務の履行を強制したり、強制力をもって執行する内容を含む職務
- (4)その他公権力の行使に該当することとなる職務

【公権力の行使にあたる主な職務の例】

生活保護の決定、占用許可、立入検査、各種許認可、改善措置命令、税の賦課・滞納処分、公害防止規制、
都市計画の決定、建築制限、土地利用制限等

2. 公の意思の形成への参画にあたる職について

「公の意思の形成への参画」にあたる職とは、桑名市の行政について企画、立案、決定等の政策形成に関与する職であり、原則として専決権限を有する課長以上の職及び代決権限を有する課長補佐以上の職並びに本市の基本政策、人事及び財政等を担当する職が該当します

参考3 過去の試験状況(A日程)

職種	実施年 (令和)	受験者数	合格者数	競争倍率
事務職	5	145	22	6.59倍
	6	109	22	4.95倍
事務職 (障がい者対象)	5	6	1	6.0倍
	6	4	0	—
社会福祉士	5	2	1	2.0倍
	6	4	1	4.0倍
保健師	5	7	3	2.33倍
	6	9	3	3.0倍
技術職(土木)	5	6	3	2.0倍
	6	4	2	2.0倍
技術職(建築)	5	1	0	—
	6	3	2	1.5倍
技術職(電気)	5	—	—	—
	6	2	0	—
保育教育職 (大卒、短大卒)	5	31	4	7.75倍
	6	30	8	3.75倍
保育教育職 (職務経験者対象)	5	—	—	—
	6	6	2	3.0倍